

一本木小学校いじめ防止の方針

滝沢市立一本木小学校

1 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長、及び、人格の形成に重大な影響を与える深刻な問題です。

いじめの問題は、学校が、家庭や地域・関係機関の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要です。また、いじめの問題の解決には、児童にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切です。

本校では、学校教育目標に掲げる「思いやりの心」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進します。

2 いじめの未然防止のために

- (1) お互いを大切にして、学級の一員として自覚できる学級づくりをします。
- (2) わかる授業を行い、学習に対する達成感・成就感を育てます。
- (3) 思いやりの心や命の大切さを育みます。
- (4) 「いじめは決して許されないこと」を指導します。
- (5) 「いじめ」を見たら、知らせたりやめさせたりすることの大切さを指導します。
- (6) 情報モラルについて指導します。

3 いじめの早期発見のために

- (1) 教職員と児童が、信頼関係を築くように心がけます。
- (2) 児童の表情や行動の変化にも配慮します。
- (3) 休み時間や放課後にも児童の様子に目を配るよう努めます。
- (4) 教職員間で情報交換しながら発見に努めます。
- (5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が速やかに予防的介入をします。
- (6) 地域や関係機関と情報交換を行い、連携を深めます。

～いじめアンケート及び教育相談の実施～

いじめを発見するために児童や保護者からの情報収集

- | | |
|-------------------|------------------|
| ○児童を対象としたアンケート調査 | 年3回(6月, 11月, 2月) |
| ○児童との面談 | 年3回(6月, 11月, 2月) |
| ○保護者を対象としたアンケート調査 | 年1回(11月) |

4 いじめの問題に対する対応

(1) 基本的な考え方

- ① いじめを発見したり通報を受けたりしたときは、速やかに組織的な対応をします。
- ② いじめられている児童やいじめを知らせた児童の身の安全を優先に考えます。いじめている側の児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導に当たります。
- ③ いじめの問題の解決にあたっては、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を大切にします。
- ④ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応にあたります。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① 情報収集を綿密に行い、正確な実態把握をします。
- ② いじめ対策委員会を開いて対応を協議し、問題の解決にあたります。
- ③ 事案によっては、関係機関と連携して対処します。
- ④ いじめ再発防止のための指導や支援を行います。